

9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況

区 分	課 税 標 準 数 量	税 額
紙 巻 た ば こ	千本 5,198,272	千円 39,621,230
パ イ プ た ば こ	-	-
葉 巻 た ば こ	37,691	287,280
刻 み た ば こ	525	4,002
加 熱 式 た ば こ	482,241	3,675,644
か み 用 の 製 造 た ば こ	-	-
か ぎ 用 の 製 造 た ば こ	-	-
計	5,718,730	43,588,156
手 持 品 課 税 額	-	-
合 計 税 額	-	43,588,156
控 除 税 額	-	285,299
差 引 税 額	-	43,302,856
加 算 税	過 少 申 告	X
	無 申 告	X
	重	X
課 税 人 員	-	人 41
還 付 金 額	-	千円 152
納 期 限 延 長 税 額	-	-

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税
事績である。

(2) 製造場数

区 分	場 数
製 造 場	場 2
	-
	7
法 定 製 造 場	19
合 計	28

調査時点： 令和7年3月31日

10 揮発油税及び地方揮発油税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
移出数量		kL 7,461,310	千円
エタノール相当数量		170,008	
欠減控除数量		98,433	
場内消費数量		124	
用途外使用等数量		-	
課税標準		7,192,993	386,982,974
控除税額			4,805
差引計			386,978,153
加算税	過少申告		-
	無申告		130
	重		-
合計			386,978,283
課税人員			人 290
還付金額			千円 -
納期限延長税額			57,792,893

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(注) 課税標準の内訳（移出数量、エタノール相当数量、欠減控除数量、場内消費数量及び用途外使用等数量）は、申告（処理を含まない。）による課税事績であるため、課税標準とその内訳から計算した値は一致しない場合がある。

(2) 関係場数

区 分		場 数
製 造 場	製 油 所	8
	天 然 揮 発 油 製 造 場	-
	廃 油 再 生 工 場	4
	そ の 他	71
石 油 化 学 工 場	ガ ス 工 場	-
	特 定 石 油 化 学 製 品 製 造 場	13
	そ の 他	7
未 納 税 蔵 置 場		16
特 定 石 油 化 学 製 品 蔵 置 場		47
免 税 揮 発 油 場	航 空 用	28
	ゴ ム 用	11
	塗 料 用	3
	印 刷 用 イ ン キ 用	-
	接 着 剤 用	1
	洗 浄 用 又 は 離 型 用	12
特 定 石 油 化 学 製 品 使 用 場		334
駐 留 軍 等 用 免 税 使 用 場 指 定 店 舗		-
外 国 公 館 等 用 指 定 給 油 所		28
合 計		583

調査時点： 令和7年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	移 出 数 量	エタノール相当数量	欠減控除数量	場内消費数量	用途外使用等数量	課税標準		控除税額	差引計
						数 量	税 額		
令 和 2 年 度	kL 6,794,799	kL 135,109	kL 89,905	kL 151	kL 1	kL 6,569,936	千円 353,455,972	千円 7,192	千円 353,448,760
令 和 3 年 度	6,415,715	120,050	84,992	228	95	6,210,997	334,145,193	13,866	334,131,305
令 和 4 年 度	6,907,739	136,565	91,411	478	-	6,680,241	359,379,757	7,524	359,372,214
令 和 5 年 度	6,958,221	157,791	91,806	148	-	6,708,772	360,931,914	6,596	360,925,304
令 和 6 年 度	7,461,310	170,008	98,433	124	-	7,192,993	386,982,974	4,805	386,978,153

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

11 航空機燃料税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
積 込 数 量 及 び 税 額		kL 90,276	千円 1,168,804
うち 軽減 税率	沖 縄 路 線 航 空 機 に 係 る 軽 減	691	4,490
	特 定 離 島 路 線 航 空 機 に 係 る 軽 減	-	-
控 除 税 額			12,079
うち 軽減 税率	沖 縄 路 線 航 空 機 に 係 る 軽 減		1,629
	特 定 離 島 路 線 航 空 機 に 係 る 軽 減		-
差 引 計			1,156,906
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		5
	重		-
合 計			1,156,911
課 税 人 員			人 287
還 付 金 額			千円 194

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分	納 税 地 数	
特 例 承 認 に 係 る も の	場 62	
そ の 他	定 期 運 送 事 業 者 に 係 る も の	1
	そ の 他 の も の	65
合 計	128	

調査時点：令和7年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	数 量	税 額
	kL	千円
令 和 2 年 度	55,522	997,061
令 和 3 年 度	71,882	687,999
令 和 4 年 度	90,770	1,153,981
令 和 5 年 度	93,137	1,206,984
令 和 6 年 度	90,276	1,168,804

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

12 石油ガス税

(1) 課税状況

区 分		重 量	税 額
移 出 重 量		t	千円
		57,151	1,000,138
控 除 税 額			10,133
差 引 計			989,852
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		-
	重		-
合 計		57,151	989,852
課 税 人 員			人
			3,146
還 付 金 額			千円
			-
納 期 限 延 長 税 額			-

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分	場 数	
営 業 用 ス タ ン ド	場 144	
自 家 用 ス タ ン ド	52	
着 脱 式 容 器 充 て ん 場	104	
そ の 他	23	
合 計	323	
免 税 課 税 石 油 ガ ス 使 用 場	原 料 用	-
	熱 源 用	-

調査時点：令和7年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	移 出 重 量	税 額
	t	千円
令 和 2 年 度	63,268	1,107,196
令 和 3 年 度	62,127	1,087,225
令 和 4 年 度	62,111	1,086,973
令 和 5 年 度	60,220	1,053,811
令 和 6 年 度	57,151	1,000,138

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

13 石油石炭税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
原 油	kL -	千円 -
石 油 製 品	-	-
ガ ス 状 炭 化 水 素	t 372	693
石 炭	-	-
計		693
控 除 税 額		-
差 引 計		691
加 算 税	過 少 申 告	-
	無 申 告	-
	重	-
合 計		691
課 税 人 員		人 23
還 付 金 額		千円 2,683,445
納 期 限 延 長 税 額		-

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(2) 関係場数

区 分	原 油	ガ ス 状 炭 化 水 素	石 炭
特 例 承 認 に 係 る 納 税 地	場 -	場 -	場 -
そ の 他 の 納 税 地	1	2	-
未 納 税 蔵 置 場	-	-	-
自 家 用 採 取 場 所	-	-	-
合 計	1	2	-

調査時点：令和7年3月31日

14 印紙税

(1) 課税状況

区 分		税 額	納 税 人 員
		千円	人
税 印 押 な つ (第9条関係)		111	23
印紙税納付計器の使用によるもの (第10条関係)		3,138,357	1,651
書式表示による申告・納付 (第11条関係)		2,681,960	15,311
預貯金通帳等の申告・納付 (第12条関係)		1,761,450	15
計		7,581,878	17,000
充 当 税 額		30,151	/
差 引 計		7,551,728	/
加 算 税	過 少 申 告	224	/
	無 申 告	94	/
	重	-	/
過 怠 税		175,180	2,167 件
還 付 金 額		138,659	/
印紙税納付計器	設 置 者 数	1,009 人	
	設 置 台 数	1,297 台	

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の現金納付による課税実績である。

(注) 印紙税は、原則として契約書や領収書などに相当額の印紙を貼付することによって納付する仕組みであるが、印紙の貼付に代えて印紙税を納付する特例が認められている。

「税印押なつ (第9条関係)」とは、課税文書に課されるべき印紙税額を税印が押される時までに金銭で国に納付した上で、特定の税務署長に対して、課税文書に税印を押なつすることを請求することで納付する方法である。

「書式表示による申告・納付 (第11条関係)」とは、税務署長の承認を受けて、特定の課税文書に一定の書式を表示した上で、その作成数量に基づき申告・納税する方法である。

(2) 課税状況の累年比較

年 度	税 額				合 計	納 税 人 員
	税 印 押 な つ	印 紙 税 納 付 計 器 の 使 用 によるもの	書 式 表 示 による申告・納付	預 貯 金 通 帳 等の申告・納付		
	千円	千円	千円	千円	千円	人
令和2年度	204	3,184,671	2,823,230	2,274,391	8,282,496	19,558
令和3年度	166	2,928,329	2,748,332	2,166,617	7,843,444	19,379
令和4年度	163	3,194,219	2,773,205	2,108,994	8,076,582	19,073
令和5年度	1,157	3,250,120	2,873,057	1,848,710	7,973,042	18,119
令和6年度	111	3,138,357	2,681,960	1,761,450	7,581,878	17,000

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

15 電源開発促進税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
	千kWh	千円
令和 2 年 度	124,139,717	46,552,393
令和 3 年 度	127,384,306	47,769,114
令和 4 年 度	125,893,679	47,210,129
令和 5 年 度	123,092,580	46,159,717
令和 6 年 度	125,114,852	46,918,068
販売電気の 電 力 量	従量料金制の供給販売電気	124,397,854
	定額料金制の供給販売電気	489,845
	計量自家使用販売電気	191,559
	推計自家使用販売電気	35,594
計	125,114,852	46,918,068
加 算 税	過 少 申 告	-
	無 申 告	-
	重	-
合 計		46,918,068
課 税 人 員		12 人

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 課税人員

区 分	人 員
一 般 送 配 電 事 業 者 等	1 人

調査時点： 令和7年3月31日

16 国際観光旅客税

(1) 課税状況

区 分		人 員	税 額
		千人	千円
令和2年度		X	X
令和3年度		X	X
令和4年度		X	X
令和5年度		-	-
令和6年度		X	X
加算税	不納付		X
	重		-
合 計			X
還付金額			X

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの本邦からの出国に係る人員及び税額について、令和6年6月1日から令和7年5月31日までの納付実績及び令和6年4月1日から令和7年3月31日までに税務署長が行った処理事績に基づいて作成した。

(2) 特別徴収義務者数

区 分	人 員
特別徴収義務者	1人

調査時点：令和7年3月31日

用語の説明： 特別徴収義務者とは、国際観光旅客税を徴収して国に納付する義務のある者をいう。

(注) この表は、納税地を所轄する税務署長へ、「国際旅客運送事業開始届出書」を提出した事業者を示したものである。